規 則

埼玉県立 令和六年三月二十九 精 神保健福祉センター 管理規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

日

埼 玉 県 知 事 大

野

元

裕

埼 玉 県規則第二十二号

埼玉県立精神保健福祉センター 埼玉県立精神保健福祉センタ 管 理規則 管理規則 (平成: \mathcal{O} 十四年埼玉県規則第五十号) 部を改正する 規 則

 \mathcal{O}

部を次のように改正する。

第二条第一項及び第七条中 「指 _ を 「援助」 に改め る。

様式第一号及び様式第三号中 (自署又は記名押印) 」を削る。

様式第四号中 「靊」を削る。

様 式第五号及び様式第六号中 を削る。

則

1 号から この 規則 様式第六号まで は、 令 和 六 の改正 年四 月 規定及び次項 日 か 5 施行 する。 の規定は、 ただ 公布 様式 の 日 第一号、 から施行する。 式第三

2 による用紙は、 この 規則による改正 当分の 前 \mathcal{O} 埼玉県 所要の調整をして使用することができる。 <u>\frac{1}{1}</u> 精 神保 健福祉セン ター 管理規則に定める様式